

改 正	現 行
<p>（報告の徴収）</p> <p>第九十三条の二 法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。</p> <p>一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故</p> <p>二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故</p> <p>（事故届）</p> <p>第九十六条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告）</p>	<p>（新設）</p> <p>第九十六条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告）</p>

第九十六条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項（特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。）について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十八の事故報告書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十八の二の事故報告書）を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

様式第57の2 (第96条関係)

事故届書	液石	×整理番号	年月日
		×受理年月日	年月日
氏名又は名称 (事業所の名称又は販売所の名称を含む。)			
住所又は事務所(本社) 所在地			
事業所所在地			
事故発生年月日			
事故発生場所			
事故の状況			
事故発生の特 定消費設備		名称	機種

第九十六条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十八の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

(新設)

型式	製造年月	年	月
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	事業者の氏名又は名称及び連絡先		
	監督者の氏名		
資格証の番号			
施工内容及び施工年月日			

年 月 日

代表者 氏名 印

都道府県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第58の2 (第96条の2関係)

事故届書	液石	×整理番号	
------	----	-------	--

(無 印)

×受理年月日 | 年 月 日

名称 (事業所の名称又は販売所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
事故発生年月日	
事故発生場所	
事故の状況	取壊シノ取ッ
都道府県が行った措置	取壊シノ取ッ
事故原因	取壊シノ取ッ
その他参考となる事項	取壊シノ取ッ
事故発生の特定 定消費税設備	
名称	
機種	
型式	
製造年月	年 月
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	工事業者の氏名又は名称及び連絡先 監督者の氏名 資格証の番号 施行内容及び施工年月日

年 月 日

都道府県知事

印

産業保安監督部長 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況、事故原因及びその他参考となる事項について、別紙に出来るだけ詳細に記載すること。

附則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。